宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和6年3月6日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

被処分者	商				号	株式会社聖徳不動産
	代		表		者	長谷目 知美(はせめ ともみ)
	主	たる	5 事	移	所	東京都台東区東上野二丁目18番1号 群山ビル5階
	免	許 年 月			日	令和元年12月20日 (当初免許年月日 令和元年12月20日)
	免	許	証	番	号	東京都知事(1)第104295号
聴	聞	年	Ξ.	月	日	令和6年1月29日
処	£	}	内		容	宅地建物取引業務の全部停止7日間
業	務	停	止	期	間	令和6年3月20日から同月26日まで
適	用	注	<u> </u>	条	項	宅地建物取引業法第35条第1項(重要事項の不説明) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)

被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。

記

事

実

関

被処分者は、令和5年4月に、貸主と借主との間で締結された賃貸借契約において媒介業務を行った。

この業務において、次のような違反行為があった。

法第35条第1項に定める重要事項について、宅地建物取引士ではない者に電話係

により説明をさせ、借主に対し法に従った適正な重要事項説明をしなかった。

このことは、法第35条第1項に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。